

別記様式第1号（第7条関係）

令和〇年〇月〇日

足利市長 宛て

栃木県足利市〇〇町〇番〇

法人の場合は、登記簿謄本に記載の本
店所在地、個人事業主の方は、住所を
記載してください。

(申請者)

株式会社足利ものづくり
代表取締役 足利 太郎

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付申請書

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり
補助金を交付申請します。

別記様式第一号別紙の合計額を記入くだ
さい。補助金算定の基礎となります。

記

1 補助対象経費（内訳は、別記様式第1号別紙のとおり）

補助対象経費	243,300 円
--------	-----------

2 補助申請金額

補助対象経費(合計額) × 30/100 で計算し、1,000 円未満は切り捨てます。

補助申請金額	72,000 円
--------	----------

※補助対象経費の合計額に補助率100分の30を乗じ、年度あたり20万円を限度とします。

人材育成事業を実施した従業員が在籍する市内事業所をご記入ください。

3 申請者の概要

足利市内	事業所名	株式会社足利ものづくり 第1工場		
	事業所所在	足利市△△町△番地		
資本金	3,000千円	従業員数	22人	
資本関係※	—			
業種	製造業（生産用機械器具製造業）			
業務内容または 製造品	精密切削加工による試作品、部品ユニット、治具の製作など 金属加工			

※ 株式資本関係等を有す関連企業がございましたら企業名を記入ください。

内容を確認のうえ、✓をしてください。

4 同意または誓約事項（同意または誓約される事項の確認欄に✓）

No	同意また誓約事項	確認欄 (✓)
1	当該補助金の要件審査のため、市税の滞納状況について調査することに同意します。	✓
2	申請対象となる人材育成を受けた従業員が現に市内事業所に務めており、人材育成に要した経費を申請者が負担しました。	✓
3	申請内容に虚偽があった場合は、当該支援金を直ちに返還します。	✓

4	交付決定後においても、指定された書類等の提出の求めに応じます。	✓
5	本補助金申請時において、破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てをしておらず、交付決定後も事業を継続します。	✓
6	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、足利市暴力団排除条例第2条第3号又は第6号に規定する者に該当しません。	✓

5 添付書類(添付した書類に✓、その他資料は括弧内に詳しく記入)

No	添付書類	備考	確認欄 (✓)
1	検定、講習、研修等の概要が分かる資料	受講案内、パンフレット等	✓
2	合格、修了等を証する資料	合格証、免許証等の写し	✓
3	補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し	領収書等の写し	✓
4	申請者名義の通帳の写し	または、「債権者登録申出書」	✓
5	その他()		

複数の検定や研修分を申請するときは、検定、研修毎に概要のわかる資料や支払いの確認できる資料をご提出いただきます。

6 担当者連絡先

所属部署・役職・氏名 : 品質保証部 さくら花子
 電話番号 : 0284-■■-■■■■
 メールアドレス : ▲▲▲▲@ashimono.com

補助対象経費に関する別紙

No	検定合格者、 講習修了者等の氏名	検定、講習等の名称	補助対象経費*	補助対象事業**
1	けやき一郎	技能検定(マシニング セタ作業)	21,300	(1)
2	青葉 学	マシニング セタ応用スクール	200,000	(3)
3	さくら花子	ISO 内部監査員養成研修	22,000	(3)
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
		合 計	243,300	

* 補助対象経費は消費税相当額を除いた金額を計上してください。

** 補助対象事業は要綱第4条に規定する事業区分の号数を記入ください。(4)については、事前にご相談ください。

- (1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する技能検定を従業員等に受験させる事業
- (2) 従業員等に法令に基づく免許や資格の取得、講習等の受講をさせる事業
- (3) 生産現場で使用する生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を従業員等に受けさせる事業や特定の工程を担うための専門的な資格を従業員等に取得させる事業